

島根県中小企業等 事業継続特別給付金

申請がスタートします

<受付期間>

令和3年11月15日（月）～令和4年1月31日（月）

1. 対象者

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者（全業種）

但し以下の場合は該当しない

- 島根県飲食店等事業継続特別給付金を既に受給している。または受給する予定である。
- 島根県公共交通特別事業交付金を県から直接受給している。または、受給する予定である。
- 島根県税を滞納している。みなし大企業である。その他要件あり。

2. 給付要件

- ① 令和2年12月から令和3年10月までの期間において、任意の連続する2ヶ月の売上高の合計と、その前年または前々年の同じ2ヶ月の売上高の合計を比較して30%以上減少していること。
- ② 減少を比較する前年または前々年の同じ2か月の売上高の合計が40万以上あること
- ③ 個人事業主においては、主な収入が事業によるものであること
※ 主な収入が事業によるものであることとは、「事業等収入」が「給与・雑収入」より大きいことを言います。

3. 給付額

定額40万円

4. 申請方法

- ① 電子申請（ウェブサイトより <https://www.shimane-kyuufu.jp>）
- ② 商工会の支援による申請。
但し、簡易書留による郵送・レターパックプラスなど郵便物の追跡ができる方法での申請の
為、書類が整いましたら各事業所から郵送をお願いいたします。

問い合わせ先：銀の道商工会 0855-65-1110・仁摩支援センター 0854-88-2513